

## 残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款変更例

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</li> <li>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附</li> </ul>

<p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>
<p>〇 基金拋出型医療法人に移行する場合は、以下の ように「基金」の章を追加すること。</p> <p>第3章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拋出者に対して、本社団と基金の拋出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。</p>	<p>・<u>特定医療法人又は社会医療法人は</u>、基金制度を利用することができないため、基金拋出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拋出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

### 第3章 資産及び会計

第6条 本団体の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本団体の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本団体の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

○ 「減価償却引当特定預金」又は「特定事業準備資金」を設ける場合は、以下の条項を加えること。

第8条 本団体の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（令和○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（令和○年実施予定）
- (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和○年実施予定）

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前

- (4) 介護医療院の新規開設（令和〇年実施予定）
- (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和〇年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

第10条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第11条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

#### 第4章 社員

第14条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第 15 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

~~第 17 条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。~~

#### 第 5 章 社員総会

第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・出資持分の払戻しについて削除すること。

・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。

・5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。

・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

・「減価償却引当特定預金」又は「特定事業準備資金」を設ける場合は、社員総会の議決事項に次の規定を置く。

「第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

(4) 財産の取得又は改良に充てるた

<p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出し</p>	<p><u>めの資金の保有額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</u></p> <p>(6) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(7) 重要な資産の処分</p> <p>(8) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(9) 社員の入社及び除名</p> <p>(10) 本社の解散</p> <p>(11) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定」</p> <p>・認定医療法人が合併により消滅したとき又は分割をしたときは、認定医療法人の取消事由に該当するので留意すること。(平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項、医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。) 附則第 59 条第 4 号、第 5 号)</p>
--	---

なければならない。

第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第 6 章 役員

第 26 条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内  
うち理事長 1 名
- (2) 監事 ○名

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、

(例 1) 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。(法第 46 条の 5 第 1 項参照) なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)

・理事の職への再任を妨げるものではない。

・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない、



<p>により支給する。</p> <p>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、 〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p> <p>第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第 33 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 7 章 理事会</p> <p>第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p>	<p>会の決議によって定める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</li> </ul> <p>・ 本条を規定するか否かは任意。</p>
--	--

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第 36 条 理事会は、

(例 1) 各理事が招集する。

(例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

第 38 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 40 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

- ・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。

- ・1 週間を下回る期間を定めることもできる。

- ・過半数を上回る割合を定めることもできる。
- ・本項を規定するか否かは任意。

- ・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

## 第8章 定款の変更

第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

## 第9章 解散、合併及び分割

第42条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第43条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

~~第44条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。~~

第44条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）

・ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき又は合併により消滅したときは、認定医療法人の取消事由に該当するので留意すること。（平成18年改正法附則第10条の4第2項、施行規則附則第59条第3号、第4号）

・ 残余財産の出資持分に応じた分配について削除し、残余財産の帰属先は国・地方公共団体等から選定する旨を規定する。

(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第 45 条 本社は、総社員の同意があるときは、○  
○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 46 条 本社は、総社員の同意があるときは、○  
○県知事の認可を得て、分割することができる。

第 10 章 雑則

第 47 条 本社の公告は、

(例 1) 官報に掲載する方法

(例 2) ○○新聞に掲載する方法

(例 3) 電子公告 (ホームページ)

によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。

第 48 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

1 本設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 ○ ○ ○ ○

理 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監 事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

・ 法第 44 条第 4 項参照。

2 本社は、第 3 章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。

・ 出資額限度法人から基金拋出型医療法人に移行する場合に限り記載するものとする。

3 この定款の変更は、令和○年○月○日から施行する。

・ 施行日は、持分なし医療法人への定款への変更について、都道府県知事の認可があった日とする。